

(1) 子供家庭への支援

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、地域や家庭の子育て力が低下しています。また、保育所に子供を預けたいと希望しながら入れず、多くの子供が待機児童となっていることや、仕事と子育てを両立できる環境の整備が必ずしも十分でないこと等から、子供が欲しいという希望が叶えにくくなっています。

東京都は、平成27年3月に策定した「東京都子供・子育て支援総合計画」に基づき、様々な子育て支援策を展開していきます。

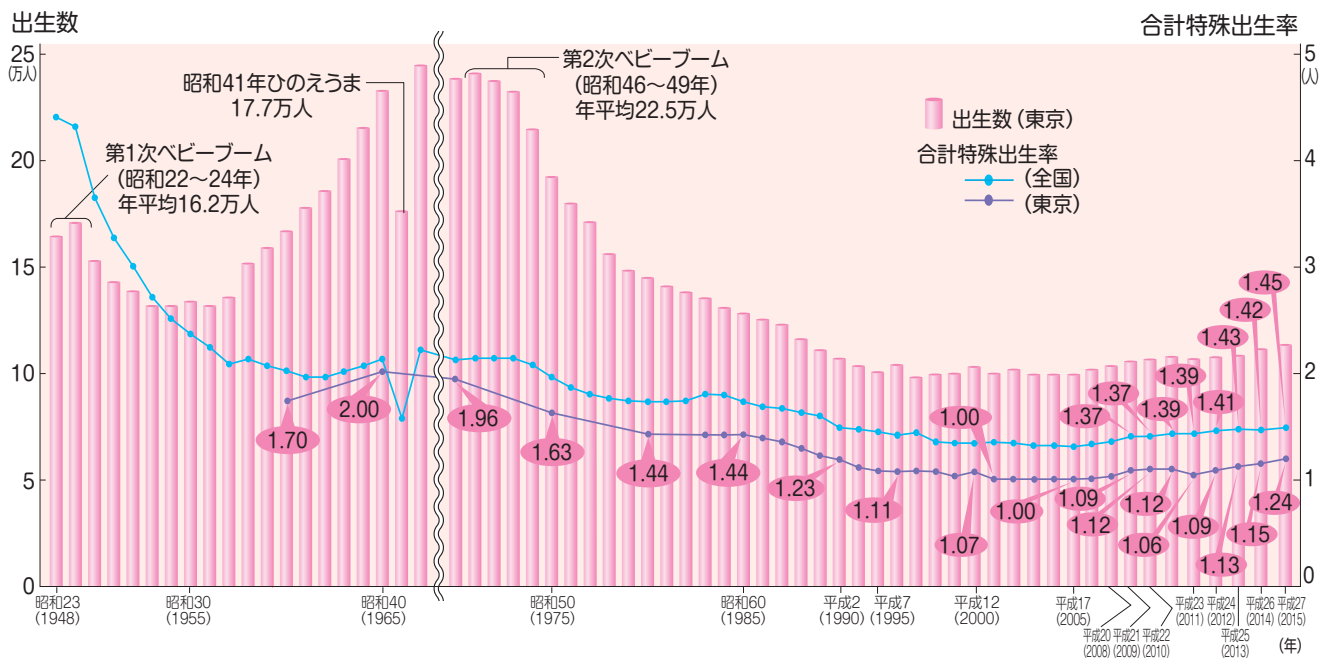
子供と家庭の現状

進む少子化

都内の児童(18歳未満)数は平成28年1月1日現在、約184万人で、都民全体の約14.2%です。出生数は113,194人(平成27年)で、昭和40年代の第2次

ベビーブーム時の約半数と少なくなっています。また、合計特殊出生率は、1.24人(平成27年)と増加していますが、全国最低の水準です。

■ 出生数(東京都)と合計特殊出生率の推移

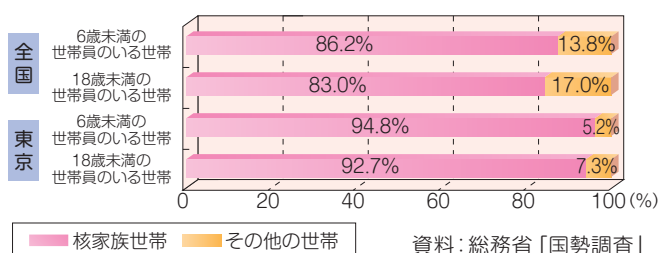


(注) 合計特殊出生率: 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に生む子供の平均の数を表します。資料: 厚生労働省「人口動態統計」

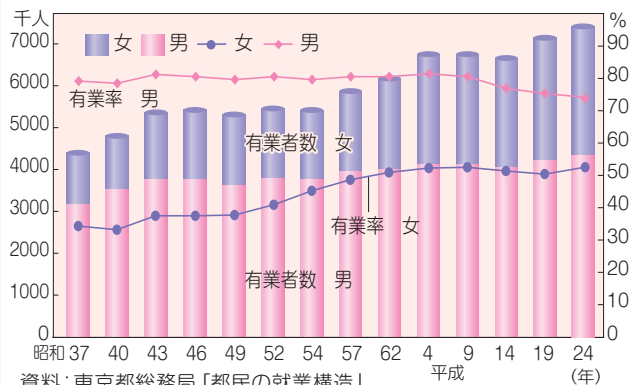
働く女性の増加と家族類型

働く女性が増えています。家族類型については、核家族が主流になっています。

■ 子供のいる世帯の家族類型 (全国、東京都 平成27年)

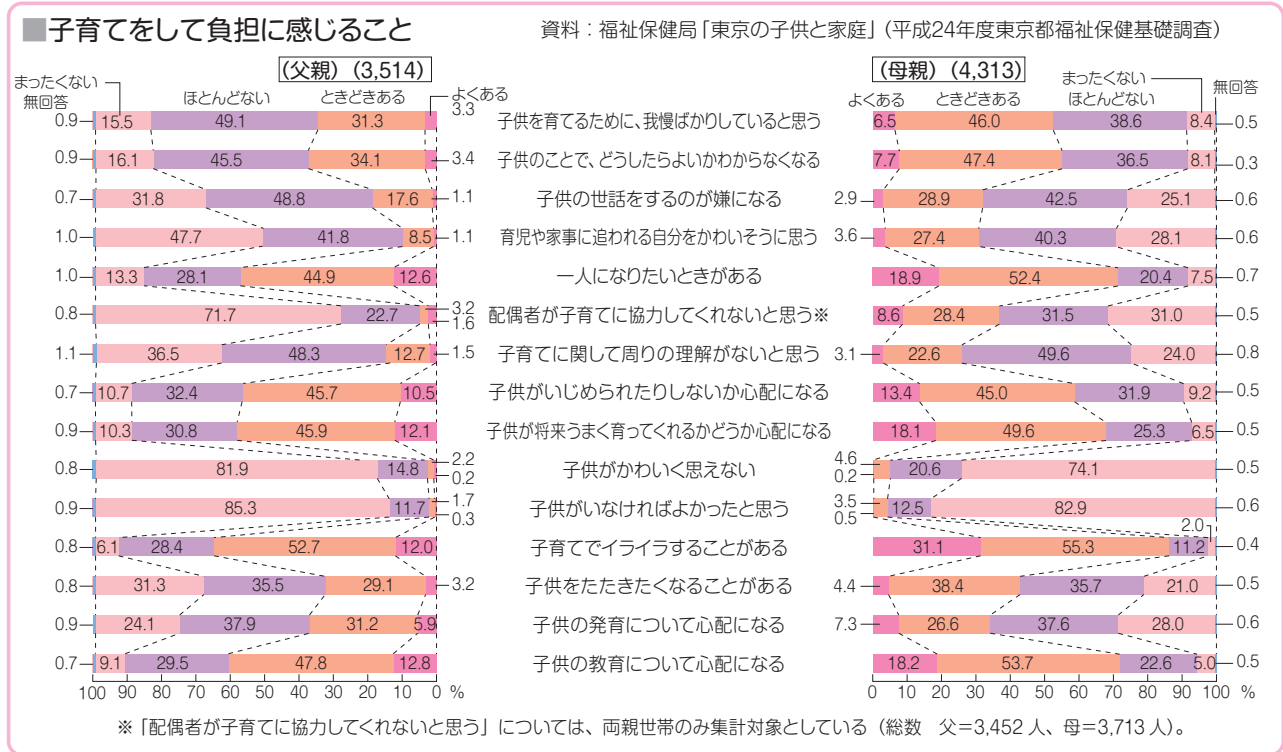
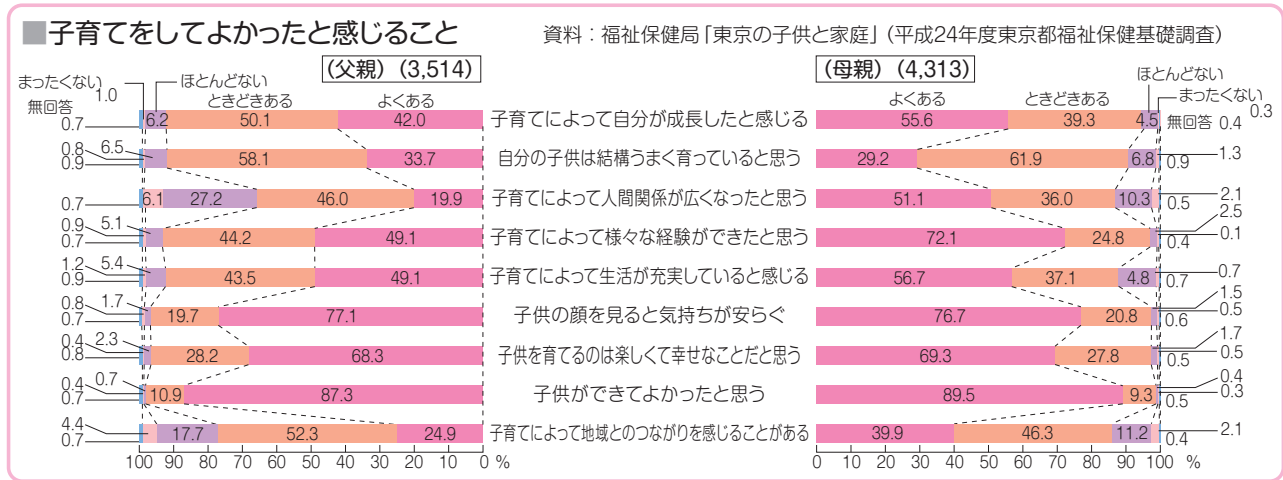


■ 有業者数と有業率の推移



子育てについて日ごろ感じること

親は子育てに喜びを感じる一方、負担を感じることもあります。



東京都子供・子育て支援総合計画

「東京都子供・子育て支援総合計画」は、東京都における子供・子育てに関する総合計画であり、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業支援計画」と、次世代育成支援対策推進法に基づく「地域行動計画」とを一体的に策定しています。

計画期間は平成27年度～31年度の5年間で、平成29年度に中間の見直しを行う予定です。

計画の理念

- 1 すべての子供たちが個性や創造力を伸ばし、社会の一員として自立する環境を整備・充実する。
- 2 安心して子供を産み育て、子育ての喜びを実感できる社会を実現する。
- 3 社会全体で、子供と子育て家庭を支援する。

目標と取組内容

目標1 地域における妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の仕組みづくり

◆子供や家庭がニーズに合ったサービスを利用できるよう、地域における子供・子育て支援の実施主体である区市町村を支援し、妊娠・出産・子育てを通じて切れ目なく支援する体制を整備します。

目標2 乳幼児期における教育・保育の充実

◆乳幼児期の重要性や特性を踏まえた質の高い教育・保育が確保され、地域の子育て家庭の期待に応えられるよう必要な支援を行います。

目標3 子供の成長段階に応じた支援の充実

◆次代を担う子供たちが、自ら学び考え行動する力や、社会の発展に主体的に貢献する力を身に付けるとともに、社会の一員としての自覚を持ち、自立に向けた準備を整えられる仕組みづくり、また実際に自立するための支援を進めます。

目標4 特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実

◆様々な環境の下で育つ子供が、地域社会の中で育まれ、将来の社会的自立に必要な支援を受けられるよう、子供や保護者の置かれた状況や心身の状態を的確に把握した上で、特に支援を要する子供や家庭に対する支援を進めていきます。

目標5 次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備

◆仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現した社会を目指すため、男女を問わず、育児休業等を取得しやすい職場環境づくりや、働き方の見直しに向けた普及啓発等、仕事と子育てを両立できる雇用環境を整備します。また、子育て世帯が安心して暮らせる住環境の確保や、交通事故、家庭内等での不慮の事故等を防ぐための取組を行います。

保育サービス

待機児童解消を目指して、多様な保育サービスの拡充に取り組む区市町村や事業者を支援し、量と質の拡充を図ります。
(福祉保健局少子社会対策部保育支援課)

【保育サービスの拡充】 （整備促進）

施設整備等促進の取組

国による施設整備費補助に加え、区市町村や事業者の更なる負担軽減を図る補助や、賃貸物件を活用して施設を新たに整備する場合の家賃補助など、都独自の様々な支援策を実施しています。

保育所等用地確保の取組

保育所等用地の確保を支援することにより、整備促進を図るため、都有地の減額貸付を行うほか、国有地や民有地を対象に、借地料補助や、定期借地権を活用した場合の一時金補助などの支援策を実施しています。

とうきょう保育ほうれんそう

新規

保育事業者等が都有地を活用して保育所の開設を希望する場合など、都有地に関する照会や活用の提案などを受け付けています。

HP <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/sodan/tokyohoikuhourennsou.html>
(福祉保健局総務部契約管財課)

（様々な保育サービス）

地域の実情に応じ、認可保育所、認証保育所、認定こども園など、多様な保育サービスを組み合わせ、拡充に取り組む区市町村を支援しています。

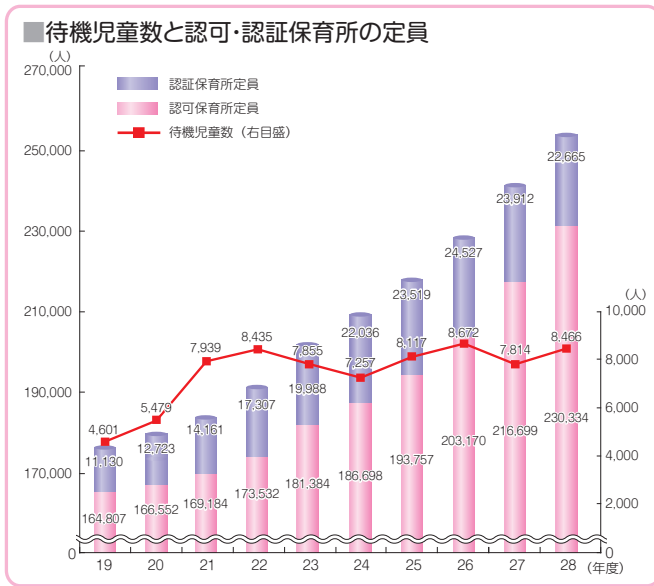
認可保育所

保育を必要とする就学前児童に対する保育を行う、児童福祉法に定める児童福祉施設です。平成28年4月1日現在、都内に2,342か所（定員230,334人）設置されています。

認証保育所

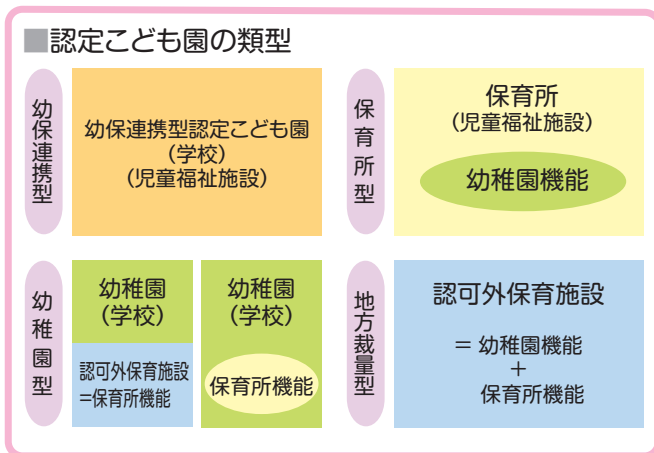
東京の保育ニーズに対応するため、大都市の特性に着目した都独自の基準により設置・運営する保育施設です。

平成28年4月1日現在、664か所（A型587か所・B型77か所）が設置されています。



認定こども園

認定こども園制度とは、①就学前の子供を、保護者の就労の有無にかかわらず受け入れ、幼児教育・保育を一体的に提供する機能と②地域における子育て支援を行う機能をもつ施設を都道府県知事が認定又は認可する制度です。平成28年4月1日現在、都内に109か所が設置されています。



○施設の類型

・幼保連携型

幼保連携型認定こども園は、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、学校及び児童福祉施設の位置づけをもつ単一の認可施設となりました。

幼保連携型以外の認定こども園は、既存の認可幼稚園や認可保育所等がお互いの機能を付加することにより、認定を受ける制度であり、構成する施設により、大きく以下の3つの形態(類型)に分かれます。

・幼稚園型

認可幼稚園が、保育を必要とする子供の保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たす類型

・保育所型

認可保育所が、保育を必要とする子供以外の子供も受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たす類型

・地方裁量型

認可幼稚園・認可保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たす類型

家庭的保育事業

家庭的保育者(保育を必要とする乳児・幼児の保育を行う者として区市町村が適当と認める者)が、その居宅等で、利用定員を5人以下として保育を行う事業です。東京都が独自に支援する事業と区市町村認可事業があります。

小規模保育事業

定員6人以上19人以下の小規模保育施設で、保育を必要とする乳児・幼児に対し、保育を行う区市町村の認可事業です。

居宅訪問型保育事業

家庭的保育者が、保育を必要とする乳児・幼児の居宅において、保育を行う区市町村の認可事業です。

事業所内保育事業

事業主が、保育を必要とする従業員の児童及び地域の児童のために、自ら又は委託により保育を行う区市町村の認可事業です。

定期利用保育事業

パートタイム労働者や育児短時間労働者等に対応し、一時預かり事業等のスペースを活用するなどして、児童を一定程度継続的に保育する都独自の保育サービスです。

とちょう保育園

都では、民間事業者等における地域に開放した事業所内保育所の設置を促進し、待機児童解消を進めるためのシンボリックな取組として、平成28年10月1日、東京都議会議事堂1階に「とちょう保育園」を開設しました。



【多様な保育ニーズへの対応等】

延長保育

保育認定を受けた子供に対し、通常の利用日及び利用時間以外に、保育所等で保育を行う取組です。

障害児保育

集団保育が可能な障害児に対し、保育所等で保育を行う取組です。

休日保育

日曜日や国民の休日等を含めて、年間を通じて保育所等で保育を行う取組です。

病児保育事業

病中又は病気の回復期にある児童に対し、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行う事業です。

送迎保育ステーション事業

自宅から遠距離にある保育所等でも通所を可能にするため、利便性のよい場所に送迎ステーションを設置し、送迎バス等により児童を送迎する事業です。

認可外保育施設利用支援事業

新規

認可外保育施設を利用する保護者の負担軽減を図るため、利用料の一部を補助する区市町村を支援し、地域の実情に応じた保育サービスの整備促進及び質の向上を図ります。

【保育人材の確保】

保育人材確保事業

保育サービスを支える人材を確保するため、東京都保育人材・保育所支援センターに保育人材コーディネーターを配置し、各種相談を実施するほか、保育士有資格者等を対象にした就職支援研修やセミナー、都内の高校生を対象にした保育施設での職場体験等を実施します。

保育従事職員資格取得支援事業

保育士資格を有していない保育従事職員への資格取得支援に要する経費の一部を補助する区市町村を支援し、その一部の補助を行うことにより、保育人材の確保を図ります。

保育士修学資金貸付等事業

修学資金・保育補助者の雇上費・保育料の一部・就職準備金の貸付け等により、保育人材の確保に取り組んでいます。

○保育士修学資金貸付事業

指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を

目指す学生に対して修学資金を貸し付けることで、これらの学生の修学を容易にし、保育士の養成・確保を図ります。

○保育補助者雇上支援事業

保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる事業者に対して、保育士資格を持たない保育従事職員の雇用経費の貸付けを行い、併せて当該保育従事職員の保育士資格取得を進めることにより、保育人材の確保を図ります。

○未就学児をもつ潜在保育士に対する

保育所復帰支援事業

潜在保育士の子供を区市町村が、原則として優先的に保育所等に入所させた場合に、保育料の一部の貸付けを行い保育人材の確保を図ります。

○潜在保育士の再就職支援事業

潜在保育士が保育士として保育所等に勤務した場合には、就職準備金の貸付けを行い保育人材の確保を図ります。

保育士に対する居宅訪問型

新規

保育利用支援事業

保育士が復職するにあたり、保育所等が利用できず認可外の居宅訪問型の保育サービス(ベビーシッター)を利用する場合、その利用料の一部を補助し、保育士の確保を図る区市町村を支援します。

保育従事職員宿舍借り上げ支援事業

保育従事職員用の宿舍の借り上げを行う事業者に対して、経費の一部を補助する区市町村を支援し、保育人材の確保・定着・離職防止を図ります。

保育士等キャリアアップ補助

保育士等が保育の専門性を高めながら、やりがいを持って働くことができるよう、保育士等のキャリアアップに取り組む事業者を支援し、保育士の確保・定着を図ります。

保育補助者雇上強化事業

新規

保育所等において、保育士資格を有しない短時間勤務の保育補助者を雇い上げることで保育士の負担を軽減し、保育士の就業継続及び離職防止を図ります。

保育所等 ICT 化推進事業

新規

書類作成等の業務を支援するシステムを導入するなど、保育所等における ICT 化を推進することで、保育士の負担を軽減し、保育士の就業継続及び離職防止を図ります。

【その他】

認可外保育施設に対する指導

都では、全ての認可外保育施設に対し届出を義務付け、施設設置者に対する事前指導や研修、立入調査などを実施しています。また、立入調査結果や施設を選ぶ際の留意点などについて、ホームページで公表しています。

HP

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/hoiku/ninkagai/index.html>

○認可外保育施設に対する巡回指導体制強化事業

新規

認可外保育施設における事故防止、安全対策の強化のため、施設の巡回指導等を行います。

子育て支援・子育てにやさしい環境づくり・健全育成

全ての子供と家庭が必要なときに身近な地域でサービスを受けられるよう、サービスの質と量の充実、相談機能の強化に取り組んでいます。

【子育て支援】

地域における子育て支援体制の強化

妊娠期からの切れ目ない支援を行う体制を構築するため、区市町村の取組を支援します。

(福祉保健局少子社会対策部家庭支援課)

○出産・子育て応援事業(ゆりかご・とうきょう事業)

妊娠期から子育て期にわたる総合的支援をワンストップで提供できる体制を整備し、専門職が全ての妊産婦の状況を把握します。また、子育て家庭に育児パッケージ(子育て用品等)を配布します。

(福祉保健局少子社会対策部家庭支援課)

○親の子育て力向上支援事業

子育てに不安を感じている親に対し、グループワークを通して、親同士が支えあう関係を築きながら自分自身を振り返る場を提供することにより、子育てに対する不安の解消を図ります。

(福祉保健局少子社会対策部家庭支援課)

利用者支援事業

子供、保護者、妊娠中の方等が、教育・保育・保健施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を実施する区市町村を支援します。

(福祉保健局少子社会対策部計画課)

子育て支援員研修事業

地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、各事業等に従事する事を希望する方に対し、「子育て支援員」として認定するための研修を実施します。

(福祉保健局少子社会対策部計画課)

在宅サービスの充実

各区市町村が、子供家庭支援センターなどにおいて次の事業を実施しています。

○ショートステイ(短期入所生活援助事業)

出産・冠婚葬祭及び育児不安などの理由により、一時的に子供を養育することが困難な場合に、児童福祉

施設などで短期間子供を預かります。

(福祉保健局少子社会対策部家庭支援課)

○トワイライトステイ(夜間養護等事業)

保護者が仕事などで恒常的に帰宅が遅い場合や休日不在の場合などに、児童福祉施設などで平日の夜間又は休日に子供を預かります。

(福祉保健局少子社会対策部家庭支援課)

○乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの全ての乳児のいる家庭を訪問し、悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行い、必要に応じてサービス提供に結びつけます。

(福祉保健局少子社会対策部家庭支援課)

○養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、養育支援が必要と思われる家庭に対して、育児相談や簡単な家事援助(育児支援ヘルパーの派遣)を行います。

(福祉保健局少子社会対策部家庭支援課)

子育て援助活動支援事業

(ファミリー・サポート・センター事業)

地域の中で子育てを援助する人と子育てを援助してもらいたい人が会員となって、相互援助を行う有償ボランティア活動です。

子供の預かりや送迎をはじめとする、個人のニーズに合わせた様々な子育て支援を行っています。

◇50区市町(平成28年11月末現在)

(福祉保健局少子社会対策部家庭支援課)

子供の居場所創設事業

子供たちが気軽に立ち寄れる地域の「居場所」を創り、学習支援や食事の提供をはじめとした生活支援、保護者に対する相談支援を実施し、子供や保護者に対して包括的に支援を行います。

(福祉保健局少子社会対策部家庭支援課)

子育て世帯に配慮した住宅の供給促進

子育て世帯に適したすまいの広さや安全性等を備え、子育て支援サービスとの連携等にも配慮した優良な住宅を認定する「東京都子育て支援住宅認定制度」

の普及促進を図るとともに、認定住宅の整備を支援することで、子育て世帯に配慮した質の高い住宅の供給を促進していきます。

(都市整備局住宅政策推進部民間住宅課)

手当の支給

子育て家庭（中学校修了前（15歳到達後の最初の年度末）までの児童を養育する家庭）に対しては、児童手当（国）があります。ひとり親家庭に対しては、児童扶養手当（国）、児童育成手当（都）があります。また、心身障害児のいる家庭に対しては、特別児童扶養手当（国）、障害児福祉手当（国）、重度心身障害者手当（都）、児童育成手当（障害手当）（都）があります。

(福祉保健局少子社会対策部育成支援課、心身障害者福祉センター調整課)

医療費などの助成

乳幼児や義務教育就学児、特定の病気にかかっている子供などを対象に医療費の自己負担の一部を助成しています。

(福祉保健局保健政策部医療助成課、少子社会対策部家庭支援課)

不妊治療費の助成

一部新規

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）及び特定不妊治療に至る過程の一環として行われる、精子を精巣等から採取するための手術の費用の一部を助成します。

また、早期に検査を受け、必要に応じて適切な治療を開始するために、不妊検査及び一般不妊治療費用の一部を助成します。

(福祉保健局少子社会対策部家庭支援課)

【子育てにやさしい環境づくり】

子育て応援とうきょう会議

子供を産み育てたいと望む人たちが安心して子育てし、子供たちを健やかに育てることができる環境を整備するために、様々な分野の関係機関・団体が連携し、社会全体で子育てを応援する東京の実現に向けた取組を行っています。

HP [とうきょう子育てスイッチ](http://kosodateswitch.jp/)
<http://kosodateswitch.jp/>

(福祉保健局少子社会対策部計画課)



マスコットキャラクター

子育て支援パスポート事業

社会全体で子育て家庭を応援する機運を醸成する本事業の趣旨に賛同する企業や店舗等が、中学生以下の子供がいる家庭や妊婦の方に様々なサービスを提供します。

HP [子育て応援とうきょうパスポート運営サイト](http://kosodate.pass.metro.tokyo.jp/)
<http://kosodate.pass.metro.tokyo.jp/>

(福祉保健局少子社会対策部計画課)

東京子育て応援事業

社会全体で子育てを支えるため、都民及び企業の寄付、都の出えんによる基金を活用し、NPO、企業等が行う先駆的・先進的取組の立ち上げを支援します。

(福祉保健局総務部企画政策課)

子育て家庭の外出環境の整備 【「赤ちゃん・ふらっと」事業】

「赤ちゃん・ふらっと」は、乳幼児を連れた方が安心して出かけられるよう整備された、授乳やおむつ替え等ができるスペースの愛称です。

「赤ちゃん・ふらっと」を設置した区市町村や事業者は、都が交付する適合証を「赤ちゃん・ふらっと」や施設の出入口等、利用者に分かりやすいところへ掲示します。



(赤ちゃん・ふらっと適合証)

現在、国立・都立施設、区・市役所、児童館・保育所等の公共施設や、百貨店・ショッピングセンター等の民間施設に数多く設置されています。

以下のホームページで「赤ちゃん・ふらっと」の設置施設を紹介しています。

HP <http://kosodateswitch.jp/flat/>
(子育て応援とうきょう会議 HP「とうきょう子育てスイッチ」)
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/kosodate/akachanflat.html> (東京都福祉保健局 HP)
◇ 1,446 施設 (平成 29 年 1 月末現在)

(福祉保健局少子社会対策部家庭支援課)

【健全育成】

学童クラブ

小学生に対し、授業終了後などに児童館・学校・公民館などを利用して安全な遊びや生活の場を提供しています。

◇ 1,742 か所 (平成 28 年 5 月 1 日現在)

都型学童クラブ事業

午後 7 時以降までの開所時間延長や常勤の放課後児童支援員の配置など、サービスを拡充する学童クラブの運営を支援します。

児童館

地域の子供たちに遊び場を提供し、遊びの指導や子供会などの活動の育成も行っています。

◇ 593 か所 (平成 28 年 10 月 1 日現在)



児童館の様子
(町田市子どもセンター
つるっこ)

児童虐待の防止

虐待相談受案件数は、平成10年度には714件でしたが、平成27年度は10,619件となっており、相談内容も、深刻なものが多くなってきています。虐待を未然に防止するために、児童相談所の体制強化や様々な機関との連携を支援していきます。
(福祉保健局少子社会対策部家庭支援課、各児童相談所)

児童相談所の体制・機能強化

○中央児童相談所の人材育成機能の強化

中央児童相談所の人材育成機能を強化し、児童相談所におけるケースワーク対応力を向上させるとともに、子供家庭支援センターや保健所等の虐待対応力向上を強化します。

○虐待対策班の設置

各児童相談所に担当地域内の全虐待ケースに対応する虐待対策班を設置して、初期対応を強化しています。

○家庭復帰促進事業

各児童相談所に家庭復帰支援員を配置し、児童虐待などにより施設などに入所した児童について、家庭環境の改善や家庭復帰に向けての取組を行い、早期家庭復帰の促進を図っています。

○通年開所

緊急性のある相談に迅速に対応するため、児童相談センターで、土・日・祝日（年末年始を含む。）の相談を実施しています。

○非常勤弁護士との配置

各児童相談所に非常勤弁護士を配置し、法的な見地から職員への助言・指導などを行っています。

○協力医師制度

法医学の専門的知識・経験を有する医師を、協力医師として指定し、身体的虐待が疑われる外傷等について、法医学の見地からの意見・診断を得ることにより、

虐待相談への的確な対応を図ります。

平成19年度から小児科等の専門家にも広げ、より一層の対応強化を図っています。

要支援家庭の早期発見・支援に向けた取組

一部新規

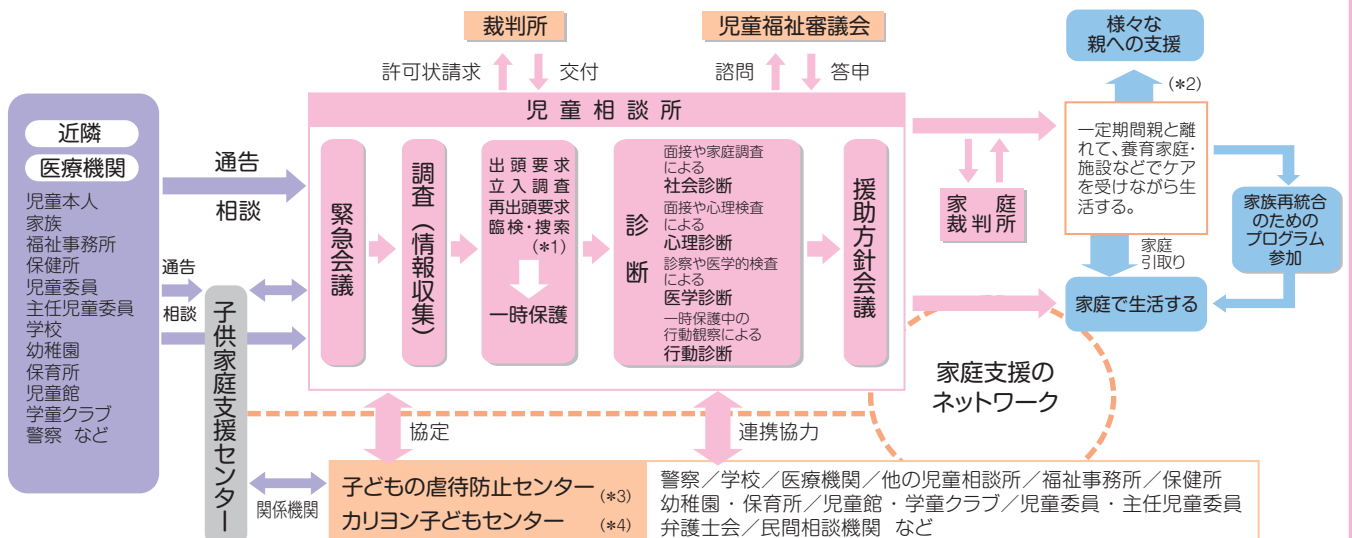
○母子健康手帳交付時や新生児訪問時等の機会を活用して、支援が必要な家庭の早期発見を図り、保健所の個別支援や子供家庭支援センターで実施するサービスなど、適切な支援につなげる区市町村の取組を促進します。

○地域の学校や子育て支援施設等の関係機関を巡回・支援するチームを設置し、課題や不安を抱える家庭等の情報収集を行い、早期に必要な支援につなげる取組を行う区市町村を支援します。

区市町村の児童虐待対応力向上に向けた支援

区市町村における児童虐待への対応力向上を支援するため、区市町村が設置する先駆型子供家庭支援センターに虐待対策コーディネーターを配置し、虐待ケースの適切な進行管理や関係機関との連携強化を図るとともに、児童人口に応じた虐待対策ワーカーの増配置を行い、虐待ケースに適切に対応できる体制の確保を図ります。

児童相談所における児童虐待の法的対応と流れ



*1 都道府県知事等は、裁判所が交付する許可状を基に臨検・捜索が行なえるようになりました。

*2 都道府県知事等は、児童に強制入所等の措置を行った場合に特に必要な場合、保護者に対し接近禁止を命令できることとされました。

*3 子どもの虐待防止センター：児童相談所と協定を締結した社会福祉法人で、児童虐待の相談に応じます。

*4 カリヨン子どもセンター：児童相談所と協定を締結した社会福祉法人で、多人数での集団生活になじめないなど、児童相談所での一時保護が難しい子どもを保護します。

医療機関における虐待対応力強化

医療機関における虐待対応力の強化を図るため、児童相談所による院内の虐待対策委員会（CAPS）の立ち上げ支援や、児童虐待に関する医療従事者向けの研修を実施しています。

また、CAPS 設置病院の連絡協議会など、児童虐待の防止や適切な対応に向け、医療機関との連携強化のための取組を行っています。

東京都要保護児童対策地域協議会

要保護児童等の早期発見及び適切な保護を図るため、関係機関の円滑な連携・協力を確保することを目的として、児童福祉法に基づき、代表者会議、関係者会議及び専門会議からなる東京都要保護児童対策地域協議会を設置・運営しています。

社会的養護の拡充

被虐待児をはじめ、社会的養護を必要とする子供は、現在約 4 千人おり、多くは児童養護施設などで生活をしています。しかし、そうした子供たちの抱える問題が年々深刻化している状況にあることから、一人ひとりの個別支援を充実する必要があります。社会的養護を必要とする子供たちが家庭と同様の養育環境において養育され自立できるよう家庭的養護を推進するとともに、児童養護施設の支援体制の強化と養育単位の小規模化を進め、社会的養護を必要とする子供たちの自立促進を図ります。（福祉保健局少子社会対策部育成支援課）

【家庭的養護】

家庭的養護の推進

養育家庭登録者数や委託児童数の拡大を図るとともに、ファミリーホームやグループホームの規模の拡大に努めます。また、里親の養育力向上のための研修や、里親交流会等を実施します。

養育家庭（ほっとファミリー）

養子縁組を目的とせず、子供を家庭に迎えて養育します。

◇ 520 家庭
（平成 28 年 12 月現在）



専門養育家庭

専門的ケアを必要とする被虐待児・障害児・非行等の問題を有する児童を家庭に迎えて養育します。

専門養育家庭としての登録には、専門養育家庭研修の修了が必要です。

◇ 12 家庭（平成 28 年 12 月現在）

親族里親

保護者がいない子供を扶養義務のある親族が引き取り養育します。

◇ 5 家庭（平成 28 年 12 月現在）

養子縁組里親

養子縁組を前提として、子供を養育します。

◇ 242 家庭（平成 28 年 12 月現在）

里親支援機関事業

社会的養護を必要とする児童の里親への委託をより一層推進するため、児童相談所が行う里親委託・支援業務を補完する専門機関を設置し、里親委託を総合的に推進する体制を強化します。

○里親委託推進・支援等事業

里親に対する子供の養育に関する支援を総合的に推進するために、各児童相談所に里親委託等推進員を配置し、①里親委託等推進委員会の運営②養育体験③里親家庭への訪問支援（新規委託時フォローアップ、定期巡回訪問、里親カウンセリング等）④里親による相互交流⑤里親新規開拓・普及啓発⑥ボランティア開拓・派遣調整⑦保健師等による訪問支援などを企画・実施します。

○里親トレーニング事業

里親の養育スキルの向上を図るため、里親トレーナーを配置し、子供が委託されていない里親に対して、委託後に直面する様々な事例に対応できるよう、個々の課題に応じたトレーニングを実施します。

○里親開拓コーディネーター事業

里親登録を拡大するために、里親開拓コーディネーターを配置し、児童福祉に関心の高い層への働きかけや、関係機関と連携した広域的広報・共同広報事業を企画・実施します。

新生児委託推進事業

新規

家庭で適切な養育を受けられない新生児を対象として、養子縁組が最善と判断した場合には、できるだけ早期に里親子を結びつけられるよう、養子縁組里親の養育力向上のための研修や新生児と養子縁組里親の交流支援を行うことにより、新生児委託を推進する。

養育家庭等自立援助事業

養育家庭等を満年齢解除となった児童への自立支援

の充実を図るため、養育家庭等から元里子への生活相談などの自立に向けた援助に対し、補助を行います。

里親委託交流経費補助事業

委託候補児童と交流中の養育家庭の負担を軽減するため、交通費等の経費を補助します。

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）

一定の要件を備えた養育者の住居において、5人又は6人の子供たちを養育します。

児童養護施設等を設置する法人が事業者となるファミリーホームの設置促進を図るため、職員体制の充実を図ります。

◇18ホーム（平成28年12月現在）

養護児童グループホーム

児童養護施設に入所している子供のうち、6人程度を施設から独立した家屋において、家庭的雰囲気の中で養育します。

平成19年度から人員配置を強化し、さらに、平成20年度は、グループホーム支援ワーカーの配置等、支援体制の拡充を図りました。平成21年度からは、「小規模グループケア地域型ホーム」を実施しています。

◇140ホーム（平成28年12月現在）

グループホーム・ファミリーホーム 設置促進事業

社会福祉法人等がグループホーム・ファミリーホームを設置する際のグループホーム・ファミリーホームの職員への支援体制を強化することにより、家庭的養護を推進します。

サテライト型児童養護施設事業

児童養護施設がない区市等に、複数のグループホームやファミリーホームと、児童養護施設の本園機能の一部を併せ持つ「サテライト型児童養護施設」を設置し、家庭的養護を推進します。

フレンドホーム制度

児童養護施設等で生活している子供を、学校などの休みの期間中家庭に受け入れ、家庭での生活を体験させています。

◇418家庭（平成28年12月現在）

【施設養護】

児童養護施設

保護者がいない子供、虐待されている子供などを養護し、生活・学習などの支援を行います。

◇63か所（平成28年12月現在）

専門機能強化型児童養護施設の設置

児童虐待等、深刻な問題が増加している中、施設に入所する子供の支援体制の充実を図るため、児童養護施設に精神科医・治療指導担当職員を配置し、「専門的ケア」等を行う専門機能強化型児童養護施設を展開します。また、ユニットケア形態で運営を行っている施設に対して「個別支援」を充実するため職員加算を実施します。

◇45か所（平成28年12月現在）

児童養護施設退所者等に対する すまい確保支援事業

児童養護施設等を退所する児童や母子生活支援施設を退所するひとり親世帯に対し、低廉な家賃で物件を提供することを条件に、都内の空きアパート等の改修経費を補助し、すまい確保を支援します。

児童養護施設の本園改革（整備）

施設内における小規模ユニット、小舎制を積極的に進め、養育単位の小規模化を図り、家庭的な環境の中で、きめ細かな支援を実施します。

連携型専門ケア機能モデル事業

都立児童養護施設（石神井学園）において、生活支援・医療・教育を一体的に提供する「連携型専門ケア機能」の試行を行い、虐待による重篤な症状を持つ児童等に対する支援を充実します。

乳児院

養護が必要な乳幼児を対象とし、精神発達の観察指導、授乳、食事、入浴、健康診断などを行います。

◇10か所（平成28年12月現在）

乳児院の家庭養育推進事業

乳児院において、専門的な養育機能を強化することにより、虐待等により問題を抱える児童の心身の回復支援や保護者への育児相談を実施し、児童の家庭復帰を促進します。また、家庭復帰が難しい児童に対して、里親子の交流における寄り添い支援や地域交流支援等における取組を強化し、里親委託を推進します。

◇6か所（平成29年度予定）

児童自立支援施設

不良行為を行う、又は行うおそれのある子供や家庭環境などの理由により生活指導を要する子供が入所し、生活指導、学習指導、職業指導などを通じて、心身の健全な育成と自立を目指します。

◇2か所（都立）（平成28年12月現在）

自立援助ホーム

義務教育終了後、児童養護施設を退所した児童などが共同生活をし、自立した生活を送れるよう、就職や

生活についてのきめ細やかな相談・指導などを行っています。

◇ 18 か所（平成 28 年 12 月現在）

ジョブ・トレーニング事業（自立援助ホーム）

自立援助ホームに入所中又は退所した児童の就労支援及び定着支援を手厚く行える体制を整備し、自立に向けての支援を強化します。

◇ 13 か所（平成 28 年 12 月現在）

自立支援強化事業

児童養護施設に、児童の施設入所中の自立に向けた準備から施設退所後のアフターケアまで総合的な自立支援を担う自立支援コーディネーターを配置します。

◇ 56 か所（平成 28 年 12 月現在）

ふらっとホーム事業

施設等を退所した者が社会に出た後に、就労等でつまずいたり、生活上の悩みを抱えたりした場合に、気軽に相談できるよう、就職等の相談ができる場や、同じ悩みを抱える者同士が集える場を提供し、支援します。

◇ 2 か所（平成 28 年 12 月現在）

児童養護施設の退所者等の就業支援事業

児童養護施設の退所者等に対し、相談支援、就職活動支援や就職後のフォローアップを行うなど、自立に向けた支援を行います。

青少年・若者の自立支援のために

東京都では、行政・警察・学校・地域などが緊密に連携して、青少年・若者の自立支援のための取組を行っています。

児童自立サポート事業

児童自立支援施設を退所して、家庭で自立を図る子供とその保護者を児童相談所と民生・児童委員、主任児童委員がチームを組んで支援します。

（福祉保健局少子社会対策部家庭支援課）

若者の就業・就学の支援

雇用就業施策では、都が運営する東京しごとセンターで、フリーター等に対する就業支援を行っています（P.92 参照）。

また、社会的・職業的自立に向けて、中学生の職場体験、高校生のインターンシップ等を推進しています。
（青少年・治安対策本部総合対策部青少年課、産業労働局雇用就業部就業推進課、教育庁指導部義務教育指導課・高等学校教育指導課）

東京都ひきこもりサポートネット

ひきこもりで悩んでいる若者やそのご家族、友人などからの電話や電子メール、訪問による相談に応じ、ひきこもりから脱する方法や支援機関の紹介などを行っています。

メール相談

◆パソコン・スマートフォンから相談する場合

<http://www.hikikomori-tokyo.jp/>

◆携帯電話から相談する場合

<http://www.hikikomori-tokyo.jp/m/>

電話相談 03-5978-2043

毎週月～金曜日（祝日・年末年始を除く。）

午前 10 時から午後 5 時まで



訪問相談

お住まいの区市町村の窓口へお申込みください。詳細は、下記ホームページを参照願います。

<http://www.hikikomori-tokyo.jp/soudan/houmon.php>

（青少年・治安対策本部総合対策部青少年課）

東京都若者総合相談「若ナビ」

主に 18 歳以上の若者を対象として、人間関係の悩みや漠然とした不安、孤独など、特定の悩みが明らかでない相談を継続的に受けとめ、解決に向けて助言することにより、若者の社会的自立を後押しします。

メール相談

◆パソコン・スマートフォンから相談する場合

<http://www.wakanavi-tokyo.net/>

◆携帯電話から相談する場合

<http://www.wakanavi-tokyo.net/m/>

電話相談 03-3267-0808

毎週月～土曜日（年末年始を除く。）

午前 11 時から午後 8 時まで

※平成 29 年 7 月より来所相談（外国人の若者を対象とした相談を含む）開始予定

（青少年・治安対策本部総合対策部青少年課）



母子保健・医療の充実

妊産婦や乳幼児健康診査などの母子保健サービスは各区市町村が提供しています。東京都は技術的支援や身体障害児・長期療養児に対する療育相談などの専門的・広域的業務を行っています。また、福祉・保健・医療が一体となって、要支援家庭の早期発見と支援を行うため、関係機関との連携に努めています。

(福祉保健局少子社会対策部家庭支援課)

妊婦健康診査・乳幼児健康診査

区市町村が実施する妊婦健康診査や、乳幼児の各成長段階での健康診査、保護者への保健指導、小児神経専門医による発達健診を支援しています。

先天性代謝異常等検査

先天性代謝異常などの早期発見・早期治療を行い、知的障害などの心身障害を予防するために、協力医療機関において、生後5～7日の新生児の血液検査を実施しています。

療育相談

身体の機能に障害のある児童、疾病などにより長期にわたり療養を必要とする児童と家族に対して、保健所では面談・訪問による個別相談や関係機関との連携などにより支援しています。

電話相談「子供の健康相談室」(小児救急相談)

子供の健康・救急に関する相談について、看護師・保健師などが相談に応じます。また、必要に応じて医師が対応します(電話相談のため、医師が診断をするものではありません)。

電話 03-5285-8898 又は # 8000
月～金曜日(休日・年末年始を除く。)
午後6時から午後11時まで
土・日・休日・年末年始
午前9時から午後11時まで

母子保健指導事業

○SIDS(乳幼児突然死症候群)電話相談

子供を亡くされた家族の精神的支援のために、専門家などによる電話相談を行っています。

電話 03-5320-4388
毎週金曜日(休日・年末年始を除く。)
午前10時から午後4時まで

○TOKYO子育て情報サービス

乳幼児の事故防止や育児不安、急病時の対応策などに関する情報を365日24時間提供しています。

電話 03-3568-3711(自動応答)
HP http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/kosodate/info_service/index.html

生涯を通じた女性の健康支援事業

思春期から更年期までの女性を対象とした健康相談

事業と、不妊や不育症で悩む方々を対象とした電話相談、妊娠・出産に関する悩みのある方を対象とした電話・メール相談を実施しています。

○東京都女性のための健康ホットライン

思春期から更年期までの女性を対象に、思春期の性の悩み・避妊・婦人科疾患・更年期障害等について看護師などが電話又はメールで相談に応じています。

電話 03-5339-1155
月～金曜日(元日を除く。)
午前10時から午後4時まで

メール ホームページ上の専用フォームに必要事項を入力して送信
福祉保健局トップページ>子供家庭>相談窓口>女性のための健康ホットライン

○東京都不妊・不育ホットライン

不妊・不育に関する悩みについて、経験ある女性ピアカウンセラーが相談に応じています。

電話 03-3235-7455
毎週火曜日(休日・年末年始を除く。)
午前10時から午後4時まで

○妊娠相談ほっとライン

妊娠・出産に関する様々な悩みについて、看護師などの専門職が電話又はメールで相談に応じています。内容に応じて適切な関係機関の紹介も行います。

電話 03-5339-1133
月～土曜日(元日を除く。)
午前10時から午後10時まで

メール ホームページ上の専用フォームに必要事項を入力して送信
福祉保健局トップページ⇒「妊娠相談ほっとライン」バナーをクリック

※不妊・不育に関することは、「不妊・不育ホットライン」で対応します。

子供の心診療支援拠点病院事業

子供の心の問題に関わる地域の関係者を支援するため、小児総合医療センターを拠点病院として、地域関係者へのスーパーバイズ、医療現場の知見を踏まえた研修事業、広域的な情報発信による都民への普及啓発を行っています。

小児慢性特定疾病にかかっている児童等への支援

医療費の負担軽減を図るため、自己負担分の一部を助成しています。また、自立支援事業の実施により、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図っていきます。

子供の事故予防対策

○乳幼児期の事故防止学習ソフト

「不慮の事故」は子供のケガや死亡の主な原因となっています。日常生活の中で適切な事故防止対策を行うには、子供にとっての身近な危険を大人が実感することが大切です。乳幼児期の事故防止についての学習ソフトをホームページに掲載するなど、都民への普及啓発を推進します。

■乳幼児の事故防止学習ソフト



見つけて防ごう！子どもにとっての身近な危険

HP <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/shussan/nyuyoji/index.html>

子供・家庭に関する相談

児童相談センター・児童相談所の設置や区市町村における子供家庭支援センター・地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）への支援を行っています。
（福祉保健局少子社会対策部家庭支援課・各児童相談所）

児童相談センター・児童相談所

児童相談所では、18歳未満の子供に関する様々な相談に応じ、必要に応じて子供の一時保護や、家に閉じこもりがちな子供へのメンタルフレンドの派遣などを行っています。

◇11か所（都立）（P.90参照）

子育てひろば事業（地域子育て支援拠点事業）

区市町村が身近な地域で親子の集いの場を提供し、子育てに関する相談や講座の開催などを行っています。

◇912か所（平成28年9月末現在）

子供家庭支援センター

子供家庭支援センターでは、子供本人や子育て家庭のあらゆる相談に応じるほか、地域の子供と家庭に関する総合的な支援を行っています。

このうち、先駆型子供家庭支援センターでは、このほかに児童相談所と連携した見守りサポート事業、養育支援訪問事業などを実施しています。

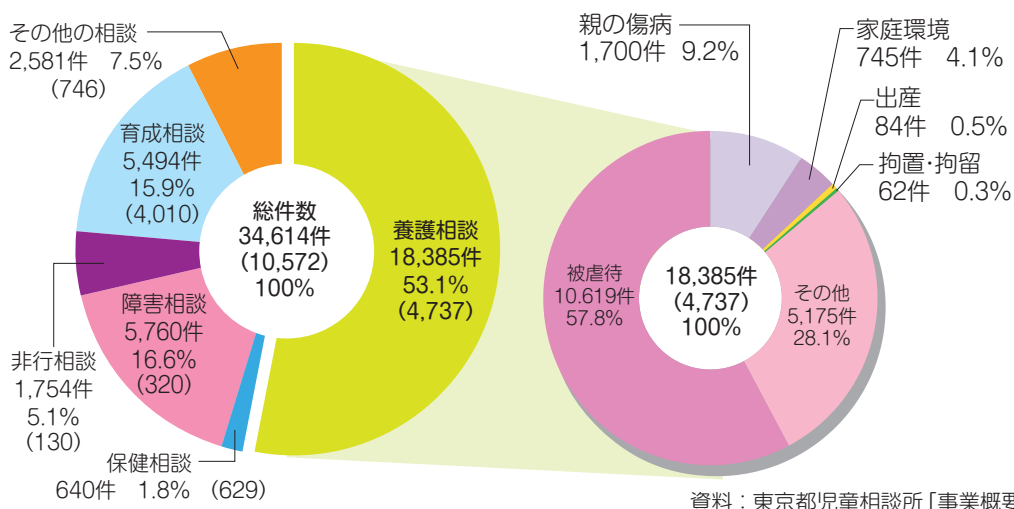
◇60区市町村（平成28年12月現在）（P.91、92参照）

子供の権利擁護専門相談

子供からの相談をフリーダイヤルの電話で受け、深刻な権利侵害事例について、子供の権利擁護専門員が事実関係の調査や関係機関との調整などを行います（P.90参照）。

（児童相談センター事業課）

■平成27年度東京都児童相談所相談別受理状況



ひとり親家庭への支援

平成 28 年 1 月 1 日現在、都内の母子家庭は約 164,000 世帯（全世帯の約 2.38%）、父子世帯は約 20,000 世帯（同約 0.29%）と推計されています。

東京都は、平成 27 年 3 月に「東京都ひとり親家庭自立支援計画（第 3 期）」を策定し、就業支援策や相談体制の整備、子育て・生活の場の整備、経済的支援策、子供への支援策を総合的に展開しています。

なお、相談・支援の窓口は、福祉事務所・支庁などに配置されている母子・父子自立支援員です。

（福祉保健局少子社会対策部育成支援課）

ひとり親家庭支援センター はあと （母子家庭等就業・自立支援センター）

ひとり親家庭に対する就業相談、就業情報の提供、就業支援講習会の実施等一貫した就業支援サービスを提供するとともに生活相談、養育費相談、面会交流支援、離婚前後の法律相談も行います。（P.91 参照）



○ひとり親家庭就業支援

ひとり親家庭やその関係者に対し、相談員が就業支援（無料職業紹介、情報の収集・提供、就業相談、雇用促進の啓発等）を行い、自立促進を図っています。

〔就業相談窓口〕

☎ 03-3263-3451

月・水・金・土・日・祝：午前 9 時から午後 5 時まで
（受付は午後 4 時 30 分まで）

火・木：午前 9 時から午後 8 時まで
（受付は午後 7 時 30 分まで）

（年末年始は除く。日曜・祝日は電話相談のみ）

○ひとり親家庭生活相談

ひとり親家庭の様々な生活上の問題について、相談に応じています。

☎ 03-5261-8687

午前 9 時から午後 5 時まで（受付は午後 4 時 30 分まで）
（年末年始は除く。）

○養育費相談・面会交流支援

養育費等に関する相談に応じます。面談による専門相談は原則予約制です。

また、離婚等で親子が別居している場合の面会交流に係る支援を行います。

☎ 03-5261-1278

午前 9 時から午後 5 時まで（受付は午後 4 時 30 分まで）
（年末年始は除く。）

○離婚前後の法律相談

離婚前後の子供を持つ親（未婚等も含む。）を対象として、離婚に伴う様々な法律問題について家事事件

に精通した弁護士による相談を面談で行います。相談は 1 時間以内（継続相談は 3 回まで）、原則予約制です。

☎ 03-5261-1278

午前 9 時から午後 5 時まで（受付は午後 4 時 30 分まで）
（年末年始は除く。）

○就業支援講習会

ひとり親家庭の母・父及び寡婦を対象に、就業に必要な知識、技能の習得を図るためにパソコン等の講習会を無料で開催しています。

○相談支援員研修会

相談や支援の活動に必要な自立支援に関する知識、技術等の研修会を行っています。

ひとり親家庭等生活向上事業

ひとり親家庭等が生活の中で直面する課題の解決や児童の精神的安定を図り、地域での生活を総合的に支援します。

○子供の生活・学習支援事業

ひとり親家庭の子供に対し、放課後児童クラブ等の終了後に、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を行います。

○ひとり親家庭等生活支援事業

生活に関する悩み相談、家計管理・育児等に関する専門家による講習会、高等学校卒業程度認定試験合格のための学習支援等を実施しています。

母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業

母子家庭の母又は父子家庭の父が、就労に結びつきやすい資格を取得するため、以下の支援を行います。

○自立支援教育訓練給付金

教育訓練を受講した場合、その経費の一部を支給します。

○高等職業訓練促進給付金等事業

就労につながる資格取得を目指し、養成機関で修業する場合、「高等職業訓練促進給付金」を支給し、生活の負担の軽減を図ります。

養成機関を修了した際には「高等職業訓練修了支援給付金」を支給します。

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の

親に対し、入学準備金・就職準備金を貸し付けます。

母子・父子自立支援プログラム策定事業

母子・父子自立支援プログラム策定員が、児童扶養手当受給者（生活保護受給者を除く。）の自立・就労支援のために個々の状況・ニーズに応じた自立支援プログラムを策定し、生活保護受給者等就労自立促進事業等を活用し、ハローワーク（公共職業安定所）との連携の下、支援を行います。

ひとり親家庭ホームヘルプサービス

ひとり親家庭になった直後や就労に向けた訓練を受講する場合、親が一時的な病気の場合などで、家事や育児などの日常生活に支障を来している家庭へホームヘルパーを派遣し、食事の世話、育児などを行う事業です。

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げるため、高校を卒業していないひとり親家庭の親及び子が、高卒認定試験への合格を目指す場合に、講座受講費用の一部を支給します。

ひとり親家庭相談窓口強化事業

就業支援専門員が、ひとり親家庭に対して、職業能力の向上や求職活動等就業についての相談・支援を行います。母子・父子自立支援員と連携し、総合的な支援体制を提供します。

ひとり親家庭等在宅就業推進事業

在宅就業を希望するひとり親等に対し、マッチングサイトの活用等により、在宅就業コーディネーターが在宅業務の相談支援を行います。

児童養護施設退所者等に対するすまい確保支援事業

再掲（P.12 参照）

ひとり親家庭等医療費の助成

ひとり親家庭等を対象に医療費の自己負担の一部を助成しています。

（福祉保健局保健政策部医療助成課）

母子及び父子福祉資金の貸付

母子家庭及び父子家庭の経済的自立とその扶養している子供の福祉増進を図るため、修学資金・生活資金・転宅資金・事業開始資金など12種類の資金を無利子又は有利子で貸し付けます。

母子生活支援施設

母子ともに保護し、自立促進のためにその生活を支援する入所施設です。また、この中には、緊急に保護が必要な母子を一時的に保護する施設もあります。

◇ 34 か所（平成 28 年 11 月現在）

手当の支給

再掲（P.9 参照）

都営住宅

都営住宅募集の抽せん方式では、当せん率が一般世帯より7倍高くなる制度があります。また、住宅困窮度の高い人から順に募集戸数分までの方を入居予定者とするポイント方式があります。

（住宅供給公社都営住宅募集センター）

女性福祉

夫の暴力、その他様々な女性の悩みの相談については、女性相談センター、東京ウィメンズプラザ（生活文化局）、福祉事務所等で相談に応じています。女性相談センターと東京ウィメンズプラザは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」の「配偶者暴力相談支援センター」としての機能を担い、配偶者暴力被害者支援の中心的役割を果たしています。また、女性相談センターは、「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」においてストーカー被害者に対する支援を行う施設のひとつとして位置付けられ、適切な支援に取り組んでいます。

このほか、女性相談センターの運営と、婦人相談員の配置、婦人保護施設の運営、自立支援のための資金の貸付けなどを行っています。

東京都女性相談センター

緊急の保護や自立のための支援が必要な女性の相談に応じ、助言・援助・一時保護を行う施設として都が設置しています。一時保護は、原則、福祉事務所等からの依頼により行います。（P.91 参照）

配偶者暴力相談支援センター

配偶者からの暴力被害者に対して、相談、情報提供、一時保護等を行います。都では、女性相談センターと東京ウィメンズプラザ（生活文化局）が役割分担の下に連携して支援を行っています。（P.91 参照）

婦人相談員

女性相談センターや区市の福祉事務所等において、支援を必要とする女性の様々な相談に応じています。（女性相談センター）

婦人保護施設

自立のための支援を要する女性が入所し、就労や生活に関する支援等を行う施設です。都内5か所（定員230人）
（女性相談センター）

女性福祉資金の貸付

配偶者のいない女性などの経済的自立と福祉増進を図るため、修学資金・生活資金・転宅資金・事業開始資金など11種類の資金を無利子又は有利子で貸し付けます（一部所得制限あり）。
（福祉保健局少子社会対策部育成支援課）

■「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に関するネットワーク

